

鳥取県公報

平成 21 年 12 月 22 日(火) 号外第134号

毎週火・金曜日発行

		目	次	
\Diamond	規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規鳥取県県有地等における自動車の放置に	対する措置に関する条例施行規則及び	・・・・4 鳥取県
		事務処理権限規則の一部を改正する規則議会の議員その他非常勤の職員の公務災	害補償等に関する条例施行規則の一部	
		する規則(88)(福利厚生室)・・・・ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条 (89)(住宅政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	例施行規則の一部を改正する規則	• • • • • 13
\Diamond	病院局管 理規程	鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正		

-----公布された規則のあらまし-----

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができる知的障害者更生施設としていた鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を平成22年1月1日に同法に規定する障害者支援施設へ移行させることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園が障害者支援施設(現行 知的障害者更生施設)に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 本庁の内部組織に係る規定について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)及びイを除き、平成22年1月1日とする。
 - イ (2)に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則について所要の 規定の整備を行う。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部 改正について

1 規則の改正理由

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正
 - ア 規則の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。
 - イ 放置自動車にはり付ける警告書の様式を定める。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
 - (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴い、新たに補償の対象とすることとされた船員である非常勤の職員について、地方公務員災害補償法における船員である職員に対するのと同様の措置を講ずる。

- 2 規則の概要
 - (1) 通勤による災害に係る一部負担金の納付を要しない者に船員である非常勤の職員を加える。
 - (2) 施行期日は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅の入居者の選考に当たって犯罪被害者等が優先入居の対象とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 犯罪被害者等に該当する者が県営住宅の入居申込を行う場合は、被害状況等申告書及び同意書を他の必 要書類と併せて入居申込書に添付して提出するものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井

鳥取県規則第86号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 部局等、 <u>局</u> 、課等の設置(第5条・第	第1節 部局等、 <u>局等</u> 、課等の設置(第5条・
6条)	第6条)
第2節及び第3節 略	第2節及び第3節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節~第5節 略	第1節~第5節 略
第6節 福祉保健部の所管に属する機関	第6節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款~第5款 略	第1款~第5款 略
第6款 <u>障害者支援施設</u> (第59条・第60条)	第 6 款 <u>知的障害者更生施設</u> (第59条・第60
	条)
第7款~第19款 略	第7款~第19款 略
第7節~第14節 略	第7節~第14節 略
第5章 略	第5章 略
附則	附則
(機関の分類)	(機関の分類)
第2条 略	第2条 略
2 木庁とは 地方自治法(昭和22年法律第67号 以	2 本庁とは 地方自治法(昭和22年法律第67号 以

2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき 設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織(以下「部局等」という。)並びに部局等の下 に設けられる<u>局(局に相当するものを含む。以下同</u> <u>じ。)</u>及び課(課に相当するものを含む。以下同 じ。) をいう。 3 及び4 略

3 及び 4 略

む。以下同じ。)をいう。

下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき

設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部

組織(以下「部局等」という。)並びに部局等の下

に設けられる<u>局等</u>及び課(課に相当するものを含

第1節 部局等、<u>局</u>、課等の設置

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げ 2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げ る部の下に、同表の右欄に掲げる<u>局</u>を置く。

(局及び課並びに内部組織の設置)

に掲げる<u>局</u>及び課を置き、課に内部組織として同表 の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	<u>局</u> 及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

する。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)~(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談 所、障害者支援施設及び障害者体育センターに関 すること。

子ども発達支援室~健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2~4 略

- 5 局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、 それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。
- 6 部局等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に 6 部局等、局等及び課の長の職務を補佐し、その者 事故がある場合は、その職務を代行させるため、必 要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相 当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐 (課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を 置くことができる。

7~11 略

第6款 障害者支援施設

(名称及び位置)

第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す | 第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す る条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福│ る条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福

第1節 部局等、<u>局等</u>、課等の設置

(部局等及び局等の名称等)

第5条 略

る部の下に、同表の右欄に掲げる<u>局等</u>を置く。

(局等及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄|第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄 に掲げる<u>局等</u>及び課を置き、課に内部組織として同 表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	<u>局等</u> 及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと|第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)~(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談 所、知的障害者更生施設及び障害者体育センター に関すること。

子ども発達支援室~健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2~4 略

- 5 局等及び課に、それぞれその長を置き、当該長 は、それぞれ当該局等及び課の事務をつかさどる。
- に事故がある場合は、その職務を代行させるため、 必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に 相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補 佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。) を置くことができる。

7~11 略

第6款 知的障害者更生施設

(名称及び位置)

祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設 置された<u>障害者支援施設</u>の名称及び位置は、次のと おりである。

略

(所掌事務)

において必要な日常生活上の支援を行うとともに、 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練又 は支援並びに就労に必要な知識及び能力の向上のた めに必要な訓練を行う事務を所掌する。

祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設 置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次 のとおりである。

略

(所掌事務)

第60条 障害者支援施設は、障害者につき、当該施設 第60条 知的障害者更生施設は、18歳以上の知的障害 者を入所させて、これを保護するとともに、その更 生に必要な指導訓練を行う事務を所掌する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「局等」を「局」に改める部分に 限る。)、第2条第2項、第2章第1節の節名、第5条の見出し及び同条第2項、第6条(見出しを含む。) 並びに第16条第5項及び第6項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- (日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(公の意思の形成への参画に携わる職)

- 掲げる職とする。
 - (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条 例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取 県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以 下「組織規則」という。)第16条の規定により置 かれる局及び課の長、次長、理事監並びに参事監

(2)~(5) 略

(公の意思の形成への参画に携わる職)

- 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に 掲げる職とする。
 - (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条 例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取 県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以 下「組織規則」という。)第16条の規定により置 かれる局等及び課の長、次長、理事監並びに参事

(2)~(5) 略

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第87号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の 一部を改正する規則

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第59 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項 等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この 条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動 条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」 という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この 条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において 「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項 等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部 分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応す る改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対 応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。) が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合 には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この規則において使用する用語の意義は、条	第2条 この規則において <u>、次の各号に掲げる用語の</u>
<u>例で使用する用語の例</u> による。	<u>意義は、当該各号に定めるところ</u> による。
	(1) 県有地等 条例第2条第1号に規定する県有
	<u>地等をいう。</u>
	(2) 自動車 条例第2条第2号に規定する自動車
	<u>をいう。</u>
	<u>(3)</u> 放置 条例第2条第3号に規定する放置をい
	<u>วิ.</u>
	(4) 放置自動車 条例第2条第4号に規定する放
	置自動車をいう。
(警告書のはり付け)	
第3条 条例第4条第1項に規定する警告書は、様式	

第1号によるものとする。

(警察署への通報)

第4条 略

(身分証明書)

第5条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明 第4条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明 書は、様式第2号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

のとする。

2 略

(放置自動車の引渡しの告示)

第7条 略

- 2 条例第7条第3項の規定による告示は、同項に規 定する事項を鳥取県公報へ登載することにより行う ものとする。
- 3 条例第7条第3項第6号の規則で定める事項は、 放置自動車及び当該放置自動車内に放置されている 物件の引取りの方法とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

(警察署への通報)

第3条 略

(身分証明書)

書は、様式第1号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

<u>第 6 条</u> 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、放置 | <u>第 5 条</u> 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、放置 自動車移動保管通知書(<u>様式第3号</u>)により行うも 自動車移動保管通知書(<u>様式第2号</u>)により行うも のとする。

2 略

(廃物認定の告示)

<u>第6条</u> 略

(処分の告示)

- 第7条 条例第8条第2項の規定による告示は、同項 に規定する事項を鳥取県公報へ掲載することにより 行うものとする。
- 2 条例第8条第2項第6号の規則で定める事項は、 放置自動車及び放置物件の引取りの方法とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(この規則の失効)

2 この規則(附則第4項を除く。)は、平成22年3 月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 条例及びこの規則(以下「条例等」という。)の 失効の日(以下「条例等失効日」という。)以前に 知事が条例等に基づく行為等を行い、又は行ってい る放置自動車があるときは、当該放置自動車に対す る措置については、条例等は、条例等失効日以後 も、なおその効力を有する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 略

様式第1号(第3条関係)

番 믁

年 月 日

警告 書

この自動車の所有者、占有者若しくは使用者又 はこの自動車を放置し、若しくは放置させた者 (以下「所有者等」という。)は、至急、この自 動車を撤去してください。

平成 年 日までに撤去されない場 月 合は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対 する措置に関する条例第5条第1項の規定に基づ き、県において自動車の移動をすることがありま

さらに、平成 年 月 日までに撤去さ れない場合は、同条例第7条第1項の規定に基づ き、自動車を使用済自動車とみなし、使用済自動 車の再資源化等に関する法律の手続に従い、県に おいて引取業者への引渡し等の措置を講ずること があります。

> 職名 EΠ 電話番号

所有者等以外の方で、所有者等に心当たりのあ る方は、上記の電話番号に連絡してください。

様式第2号(第4条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県県有地等における自動車の放置に対 する措置に関する条例(抜すい)

(調査等)

第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67 号)第153条第1項の規定により知事の権限に属 する事務が委任されている場合にあっては、当 該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年 鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部 局長等、同条例第2条の規定により設置される

4 略

様式第1号(第4条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県県有地等における自動車の放置に対 する措置に関する条例(抜すい)

(調査等)

第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67 号)第153条第1項の規定により知事の権限に属 する事務が委任されている場合にあっては、当 該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年 鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部 局長等、同条例第2条の規定により設置される 部局等を構成する内部組織の長その他の知事の 権限に属する事務を処理するための組織を構成 する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車が あるときは、当該放置自動車の状況、所有者等 その他の事項を調査するとともに、当該放置自 動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告 書をはり付けることができる。

2 略

- 3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調 査する場合において、次の各号のいずれにも該 当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠 し、その目的を達成するため必要な範囲内で、 当該放置自動車の車内の調査をすることができ る。
 - (1) 道路運送車両法第11条第1項の規定によ り自動車登録番号標を取り付けなければなら ないこととされている自動車にあっては、次 のいずれかに該当すること。
 - ア 自動車登録番号標が取り外されているこ
 - イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれ ないこと。
 - ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第 5項の規定による永久抹消登録、同法第15 条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録 又は同法第16条第1項の規定による一時抹 消登録がなされていること。
 - (2) 道路運送車両法第73条第1項の規定によ り車両番号標を表示しなければならないこと とされている自動車にあっては、当該車両番 号標が取り外されていること又はその表示内 容が読みとれないこと。
 - (3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所 有者等が判明しないこと。
- 4 第1項及び前項の規定による調査をする職員 は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはなら ない。

部局等を構成する内部組織の長その他の知事の 権限に属する事務を処理するための組織を構成 する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車が あるときは、当該放置自動車の状況、所有者等 その他の事項を調査するとともに、当該放置自 動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告 書をはり付けることができる。

2 略

- 3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調 査する場合において、次の各号のいずれにも該 当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠 し、その目的を達成するため必要な範囲内で、 当該放置自動車の車内の調査をすることができ る。
 - (1) 道路運送車両法第11条第1項の規定によ り自動車登録番号標を取り付けなければなら ないこととされている自動車にあっては、当 該自動車登録番号標が取り外されていること 若しくはその表示内容が読みとれないこと、 同法第15条第1項若しくは第5項の規定によ る永久抹消登録、第15条の2第1項の規定に よる輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定 <u>による一時抹消登録がなされている</u>こと。

- (2) 道路運送車両法第73条第1項の規定によ り車両番号標を表示しなければならないこと とされている自動車にあっては、当該車両番 号標が取り外されていること又はその表示内 容が読みとれないこと。
- (3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所 有者等が判明しないこと。
- 4 第1項及び前項の規定による調査をする職員 は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはなら ない。

<u>6</u> 略 様式第3号(第6条関係) 略 様式第2号(第5条関係) 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細 目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条 において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、 移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削 除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条におい て「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目 の表示を除く。)に改める。

		2	汝	正	1	复											改	ΙĒ	. 1	前						
	第3条 第4条 第5条 第 孫 3事 孫心理都限	信条	第8	条第	第1条	関係)							 	第3条 第4 孫 多 野独		第6第	系 第	8条	第11条	解系)	1					
	事 項			事	務	処理	権	限	の 🗵	分				事	項			事	務	処理	1 権	限(の 🛭	☑分		
			専	决	権	者		委	任決	裁村	霍者						1	専 決	・権	者		委	任決	快裁	権者	
種 類	内 容	塘	部長	課長:	挡	地方機関の長			扃	課長	挡	地方機関の長	種 類	内	容	知		課	担当	地方機			晨	課長	a 挡 職	
略											ļ		略								1					
八公有	略												八公有財産の	略												
りを 一般で は で り す の で り る の り る り る り る り る り る り る り る り る り	11 鳥取県東中地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次は剥するもの(一)-(七)略 (八) 同条例第7条第 11項の規定による放置自動車の分譲以(1)及び(2)略 (九)略													する措置 (平成16 第22号)の審取は うち対は (一)~(一 (八) 原の (九) 略 (十) 原 (十) 原 (1) 及 (九) 略 (十) 原 (1) 及 (1) 及 (1) 及 (1) 及 (1) と (1) を (1) を	車の放置は に属する に属する に属するもの。 は、関するもの。 は、関するもの。 は、関するもの。 は、関するもの。 は、関するもの。 は、関連では、 は、関連では、 は、関連では、 は、関連では、 は、関連には、 は、関連には、 は、関連には、 は、関連には、 は、関連には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	以別別側側の 第座 第放 重る 管										
	(十) 同条例第7条第 3項の規定による告示(十一) 同条例第7条 第4項の規定による													第2項 告示 (十二) 第3項	同条例 <u>第</u> の規定に。 同条例 <u>第</u> の規定に。	tる 3条 tる										
	放置自動車の <u>引渡し</u> (1)及び(2)略														動車の <u>処分</u> び(2) 略											
	(十二) 同条例第8条													<u>(+≡)</u>	同条例第	9条									l	

ᅲᄼ	1年12月22日	火曜日	
₩ by. 2	年 2月 22日	火曜日	

鳥取県公報

号外第134号

の規定に 請求 (1)及び(よる費用の 2) 略			の規定による費用の 請求 (1)及び(2) 略
略				略
略			略	

附 則

この規則は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第68号)の施行の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第88号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第12号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改 める。

改 正 後	改正前
(通勤による災害に係る一部負担金)	(通勤による災害に係る一部負担金)
第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める職	第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める職
員は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者とする。	員は、次の各号の <u>一</u> に該当する者とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規	
<u>定する船員である者</u>	
2 略	2 略

附 則

この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年 鳥取県条例第69号)の施行の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第89号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合に は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正 後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式 を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改	正	後		改	正	前
---	---	---	--	---	---	---

(入居の申込書等)

第2条 略

添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる 書類については、提示すれば足りる。

(1)~(4) 略

- (5) 条例第7条第4項<u>第1号から第12号までのい</u> ずれかに該当する者にあっては、これを証明する 書類(前各号の書類でこれを証明することができ る場合を除く。)
- (6) 条例第7条第4項第13号に該当する者にあっ ては、被害状況等申告書(様式第4号の2)及び 同意書(様式第4号の3)
- <u>(7)</u> 誓約書 (<u>様式第4号の4</u>)

<u>(8)</u> 略

3~5 略

様式第4号の2(第2条関係)

被害状況等申告書

私は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和34年鳥取県条例第49号)第7条第4項第13号

(入居の申込書等)

第2条 略

2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を 添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる 書類については、提示すれば足りる。

(1)~(4) 略

(5) 条例第7条第4項に該当する者にあっては、 これを証明する書類(前各号の書類でこれを証明 することができる場合を除く。)

(6) 誓約書(様式第4号の2)

<u>(7)</u> 略

3~5 略

に該当しますので、以下のとおり犯罪等の被害につ いて申告します。

年 月 日

入居申込者 住所

氏名

記

	住	所						
	氏	名						
被害者	生年月	日						
	申告者	۲						
	の関係							
被害を	受けた日	時	年	月	日	時	分	
被害の場所								
被害の概要								

被害届等を行った	警察署
警察署及び届出年	年 月 日
月日	

備考

- 1 新聞記事の写し等上記被害の事実が確認でき るものがあれば、添付すること。
- 2 交通事故の被害者である場合は、交通事故証 明書の写しを添付すること。

様式第4号の3 (第2条関係)

同意書

私は、被害状況等申告書に記載されている被害の 内容の届出の有無を確認するための照会が警察機関 に対してなされることについて同意します。

年 月 日

住所 氏名

- 2 犯罪被害者が死亡等で同意書を提出できない

注1 この同意書は、犯罪被害者が記入すること。

ときは、同意書の提出は不要とする。

3 犯罪被害者が未成年又は成年被後見人である ときは、当該犯罪被害者の法定代理人であるこ とを表示して法定代理人が同意書を提出するこ と。

様式第4号の4(第2条関係) 略

様式第4号の2 (第2条関係) 略

この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第76号) の施行の日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県営病院事業管理者職務代理者

鳥取県病院局長兼病院局総務課長 嶋 な住 Ħ

鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」とい う。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表 細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」と いう。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」と いう。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在し ない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

> 改正後 改正前

別表第2(第4条関係)

局長の専決事項

1~13 略

14 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する 措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号) に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者 にその権限を委任された同条例第7条第2項又は 第3項の規定による告示に関する事務

15 略

別表第4(第6条関係)

局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事 項 略

病院長の委任決裁事項

1~28 略

29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する 措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事 務のうち、管理者にその権限を委任された事務で

別表第2(第4条関係)

局長の専決事項

1~13 略

- 14 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する 措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号) に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者 にその権限を委任された事務<u>で次に掲げるもの</u>
 - (1) 同条例第7条第2項の規定による告示
 - (2) 同条例第8条第2項の規定による告示

15 略

別表第4(第6条関係)

局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事 項 略

病院長の委任決裁事項

1~28 略

29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する 措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事 務のうち、管理者にその権限を委任された事務で 次に掲げるもの

(1)~(7) 略

- (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動 車の引渡し
- (9) 同条例第7条第4項の規定による放置自動 車の<u>引渡し</u>
- (10) 同条例第8条の規定による費用の請求 30 略

次に掲げるもの

- (1)~(7) 略
- (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認 定
- (9) 同条例第8条第1項の規定による放置自動 車の処分(当該放置自動車内に放置されている 物件の処分を含む。)
- (10) 同条例第8条第3項の規定による放置自動 車の処分(当該放置自動車内に放置されている 物件の処分を含む。)
- (11) 同条例第9条の規定による費用の請求 30 略

附 則

この規程は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例(平成21 年鳥取県条例第68号)の施行の日から施行する。